

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抄)(令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)、新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

- これらの区域に指定された特定都道府県等(※)は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。

(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された都道府県等
(令和4年1月7日にまん延防止等重点措置区域として公示された都道府県は、広島県、山口県、沖縄県)

計画の策定等(令和4年1月7日事務連絡)

【対象地域】

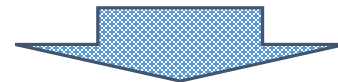
- ・ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域(以下「措置区域」という。)である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区。

【実施方法】

- ・ 対象施設は、高齢者施設、障害者施設、医療機関、小学校・保育所等。
- ・ 高齢者施設等の従事者は必ず対象とした上で、新規入所者等も対象とすることが可能。
- ・ 頻度は、できる限り週に1回程度(それが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度)は実施するよう要請。

【その他】

- ・ 措置区域に指定されていない都道府県等であっても、地域の感染状況を踏まえ、自主的に計画を策定することが可能。



措置区域に指定された都道府県等において対応

計画に基づく検査の実施

- ・ 措置区域の指定の公示日から3営業日以内に計画を策定し、厚生労働省に提出。
- ・ 措置期間の全てを計画の実施期間として速やかに開始。今回は、令和4年1月9日から1月31日までが措置期間。
- ・ 高齢者施設等の従事者等に対する検査の実績を厚生労働省に毎週報告。